

高齢者の

消費者被害を

防止しましょう

阿南高齢者お世話センター

高齢者お世話センターは、「高齢者が住み慣れた地域で、継続して、その人らしい安心した生活が送れる」ように、さまざまな業務をおこなっています。



その中に、「権利擁護」という大切な業務があります。



「権利擁護」とは、権利侵害をうけている、または受ける可能性が高いと考えられる人が、地域で安心して尊厳ある暮らしを続けていくことができるように、さまざまな面から関わっていくことです。

なぜ、高齢者お世話センターが、消費者被害にかかわるのかというと、消費者被害は「経済的虐待」に準ずるものであり、それを防ぐことで「高齢者の権利擁護」を実現するためです。消費者被害の防止や対応、判断能力を欠く人への支援に加えて、継続的に見守りをしたり、必要なときは成年後見制度につないだりすることも、目的としています。

悪質商法・いろいろ

送り付け商法

注文していない商品を勝手に送り付けられ、代金を一方的に請求される。カニ、サプリメント等

点検商法

屋根や床下、布団などを点検。公的な機関を装うこともある。点検は無料だが不安感をあおり、高額な契約に。

催眠商法

日用品の格安販売、または無料配布を名目に空き店舗や貸し会議室に人を集める。軽快な話し方と雰囲気、会場を盛り上げて、気分を高揚させ、高額商品売りつける。

押し買い

頼んでもいないのに、業者が消費者宅を訪問して、貴金属等を相場より安く強引に買い取っていく。

劇場型勧誘

複数の人物が登場し、役回りを分担する。業者同士は裏でつながっていて、金融商品や有料老人ホームの購入権等を買わせる。

ネットトラブル

ワンクリック詐欺やインターネットでの通信販売のトラブル。相手が海外の業者だと、被害回復がむずかしいことも。

振り込め詐欺

架空請求・還付金詐欺・融資保証金詐欺等

クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは、消費者を守る制度であり、訪問販売や電話勧誘販売などで契約をしてしまった場合、一定期間であれば、消費者が契約を一方的に解除できる制度です。



しかし、

- 「自分から店舗に行って購入したもの」
- 「使用してしまった消耗品」

など、クーリング・オフができないものもあります！

注意！

「通信販売」は、クーリングオフの対象外です！

返品条件や送料負担については、購入時に自分できちんと確認しておきましょう。もし、「返品不可」となっている場合、業者が悪質なわけではありません。

家族のかた・ケアマネジャーさん・ヘルパーさん等へのお願い

～高齢者のちょっとした変化に気づいてください～

- ・ お金をあまり使わなくなった
- ・ 羽振りのいい話がおおくなった
- ・ 投資や祈祷など特定の話に急に詳しくなった
- ・ 介護サービスを減らそうとする
- ・ 宅配便が頻繁に届いている
- ・ 家族ではない人とでかけるところを見た
- ・ カレンダーに配達日や集金日などを書いてある
- ・ 同じような商品が必要以上ある
- ・ 夜眠れていない様子がある
- ・ 見慣れない商品や段ボールがある



消費者被害にあわないために、一番大切なのは・・・

「必要ありません」

「買いません」

という意思表示を、まず自分自身ですること。

嫌なことは嫌だといきましょう。

その場の雰囲気にならなれず、自分にとって必要かどうか、自分で考えてみる大切です。

その場ですぐ決めず、家族など信頼できる人に相談しましょう。



その上で、

困ったときには相談しましょう。あきらめずに相談することで、自分の被害回復だけでなく、他の人の消費者被害を防止することにも、つながります。

困ったときの相談・連絡先

阿南市消費生活センター 0884-24-3251

相談受付曜日・時間 月～金（祝日を除く）9：30～16：30

阿南東部高齢者お世話センター 0884-22-4577

相談受付曜日・時間 月～土 9：00～18：00